

【虐待防止対策推進室関係】

1. 児童虐待防止対策の強化について

(1) 「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」の施行等について (関連資料1参照)

昨年6月に成立した「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」(令和元年法律第46号。以下「改正法」という。)については、一部の規定を除き、本年4月から施行される。

改正法の概要については、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について」(令和元年6月26日付け府共第98号、子発0626第1号内閣府男女共同参画局長、厚生労働省子ども家庭局長通知)のとおりであるが、本改正法のうち体罰禁止等の規定に関する詳細等は以下のとおりである。

なお、これらを踏まえた児童相談所運営指針(平成2年3月5日付け児発第133号厚生省児童家庭局長通知)の改正等については追って通知する予定である。

① 体罰等によらない子育ての推進に関する検討会のとりまとめ

(関連資料2、3参照)

児童相談所への児童虐待の相談対応件数は増加の一途をたどっており、子どもの命が失われる痛ましい事件が続いている。この中には、保護者が「しつけ」と称して暴力・虐待を行い、死亡に至る等の重篤な結果につながるものもある。こうしたことを踏まえ、改正法において、親権者からの体罰が許されないものであることが法定化され、本年4月から施行される。あわせて、児童相談所長や児童福祉施設の長、ファミリーホームの養育者及び里親についても体罰が禁止される。

このため、昨年9月から子ども家庭局長の下に「体罰等によらない子育ての推進に関する検討会」を設置し、改正法により新たに規定される「体罰」の範囲やその禁止に関する考え方、体罰等によらない子育ての推進策等を、国民にわかりやすく説明するためのとりまとめを先月2月18日に行った。このとりまとめの具体的な内容については、「「体罰等によらない子育てのために」の周知・啓発について」(令和2年2月21日子発0221第6号、障発0221第1号子ども家庭局長、社会・援護局障害保健福祉部長通知)のとおりである。

このとりまとめは、保護者等を罰したり、追い込んだりすることが目的ではなく、体罰等によらない子育てを社会全体で推進していくことを目的としており、妊娠期から子育て期の保護者を中心に、保護者以外の親族、地域住民、保護者に対して支援を行う者等を読み手として想定している。各自治体においては、内容を御了知いただくととも

に、本とりまとめの趣旨を踏まえ、具体的な相談窓口や支援内容も併せて広く周知・啓発いただくようお願いする。

また、児童福祉施設の長、ファミリーホームの養育者及び里親に対しても、研修等の機会を利用して周知・啓発いただくとともに、養子縁組民間あっせん機関に対しては、養親候補者研修等において養親候補者等に周知・啓発いただけるよう、周知をお願いする。

なお、現在、本とりまとめの内容について、国民に分かりやすく周知啓発をするためのポスター、リーフレット等を作成しているところである。こちらは完成し次第、年度内に通知等で別途送付する予定である。

② 改正法の施行に伴う児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部改正する政令案等について

本年4月の改正法の施行に伴って、本年3月に関係の政令、省令及び告示を改正する予定である。政令及び省令については、現在パブリックコメントを実施しているところである（～3月5日）。

それぞれの主な改正内容については以下のとおりである。改正法等の円滑な施行に向け、法令に基づいた着実な取組の実施をお願いする。

ア 児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令案について（関連資料4参照）

（ア）児童心理司の配置標準の新設

改正法において、心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる児童相談所の所員の数は、政令で定める基準を標準として都道府県が定めるものとするものとされた。

本基準に関して、これまで、児童相談所運営指針においては、「児童福祉司2人につき1人以上配置することを標準とする」としており、これを踏まえて各自治体において児童心理司が配置されている。このことから、今回政令で定める児童心理司の配置標準については、児童福祉司（里親養育支援担当児童福祉司及び市町村支援児童福祉司を除く。以下②において同じ。）2人につき1人以上とすることを予定している。

なお、当該規定については、児童虐待防止対策体制総合強化プラン（平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係省庁連絡会議決定）を踏まえて、令和6年3月31日までの間は児童福祉司3人につき1人以上とする経過措置を設ける予定である。

（イ）一時保護所を設置した際の報告規定の新設

現行、児童相談所を新たに設置した際に厚生労働大臣に報告することとなっているところ、一時保護所を新たに設置した場

合も報告を行うこととする規定を新設する予定である。

イ 児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令案について

(関連資料 5 参照)

(ア) ファミリーホームの養育者の要件の追加

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第3条の2に規定する家庭と同様の環境における養育の推進に資するよう、家庭と同様の養育環境であるファミリーホームの質を高めるため、ファミリーホームの養育者については、現行の資格要件に上乘せして、同法第6条の4第1号に規定する養育里親であることを要件とする予定である。

(イ) 一時保護所の設置等を行った際の報告に関する規定の整備

アのとおり、児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令案において、一時保護所を新たに設置し、又はその設備を変更した場合、厚生労働大臣への報告を求めるとする予定である。このため、一時保護所の設置に関して報告すべき事項として入所定員及び事業開始の年月日、設備の変更に関して報告すべき事項として変更後の入所定員の報告を求める予定である。

③ 弁護士及び医師の配置促進について (関連資料 6 ~ 8 参照)

ア 弁護士の配置促進について

改正法により、都道府県は、児童相談所がその業務のうち、法律に関する専門的な知識経験を必要とするものについて、常時弁護士による助言又は指導の下で適切かつ円滑に行うため、児童相談所における弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとされた(令和4年4月施行)。

本改正は、児童相談所において法的な知見を踏まえたケース対応ができるよう、児童相談所における意思決定について、日常的に弁護士が関与し、児童福祉司等とともに対応できるような体制整備を推進するために行われたものである。

また、各自治体における体制整備を支援していくため、国として、令和2年度予算案において、「弁護士の配置に係る補助の拡充」、「採用活動への支援の拡充」等に必要な予算を計上したところである。

(関連資料 6、7 参照)

※法的対応機能強化事業【拡充】

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：183億円の内数】

児童相談所において、常時、弁護士による指導又は助言のもとで対応できる

よう、補助単価の拡充を行う。

【補助基準額（案） 1 児童相談所当たり 7,822千円（1名分）

→ 7,822千円（1名分） + 加算7,822千円（1名分）

※常勤的職員を配置又は常勤職員の配置に向けて取組を行う自治体の場合
（実施しない場合7,822千円）

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】 国1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市1/2

※児童福祉司等専門職採用活動支援事業【拡充】

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：183億円の内数】

児童福祉司について計画的な人材確保を進めるとともに、更なる弁護士
の配置又は準ずる措置の促進及び更なる体制確保のために児童福祉司以外
の専門職の採用活動を行う場合の加算を創設する。

【補助基準額（案）】 基本分4,182千円

※複数の職種に係る採用活動を行う場合3,528千円を加算《拡充》

【実施主体】 都道府県・指定都市・児童相談所設置市

【補助率】 国1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市1/2

各自治体におかれては、上記予算等を活用しつつ、児童相談所における
意思決定について、日常的に弁護士が関与し、児童福祉司等と共に
対応できるような体制の整備に向けた取組を行っていただきたい。
（弁護士の配置に関する取組事例について関連資料8参照）

イ 医師の配置促進について（関連資料7、9、10参照）

改正法により、児童相談所において、児童の健康及び心身の発達に
関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員
の中には、医師及び保健師が、それぞれ1人以上含まれなければならない
ものとされた（令和4年4月施行）。

本改正は、児童相談所において医学的な知見を踏まえたケース対応が
できるよう、児童相談所における意思決定について、日常的に医師が
関与し、児童福祉司等とともに対応できるような体制整備を推進する
ために行われたものである。

また、各自治体における体制整備を支援していくため、国として、
令和2年度予算案において、「医師の配置に係る補助の拡充」、「採用
活動への支援の拡充」等に必要な予算を計上したところである。
（関連資料9、7参照）

※医療的機能強化事業【拡充】

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：183億円の内数】

児童相談所では対応しきれない医学的判断・治療が必要となるケースに迅速かつ適切に対応するため、地域の医療機関と連携しながら対応するだけでなく、児童相談所等において医師を配置することが可能となるよう、補助を拡充する。

【補助基準額（案）】 1自治体あたり7,842千円《拡充》

※常勤的職員を配置又は常勤職員の配置に向けて取組を行う自治体の場合
（実施しない場合748千円）

【実施主体】 都道府県、市町村

【補助率】 国1/2、都道府県・市町村1/2

※児童福祉司等専門職採用活動支援事業【拡充】

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：183億円の内数】

児童福祉司について計画的な人材確保を進めるとともに、更なる弁護士的配置又は準ずる措置の促進及び更なる体制確保のために児童福祉司以外の専門職の採用活動を行う場合の加算を創設する。

【補助基準額（案）】 基本分4,182千円

※複数の職種に係る採用活動を行う場合3,528千円を加算《拡充》

【実施主体】 都道府県・指定都市・児童相談所設置市

【補助率】 国1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市1/2

各自治体におかれては、上記予算等を活用しつつ、児童相談所における意思決定について、日常的に医師が関与し、児童福祉司等とともに対応できるような体制の整備に向けた取組を行っていただきたい。（医師の配置に関する取組事例について、関連資料10参照）

（2）改正法に基づく検討状況について（関連資料11、12参照）

改正法附則においては、①中核市等における児童相談所の設置促進のための国の支援、②児童家庭福祉に関わる者の資質の向上を図るための方策、③児童の権利擁護の在り方、④一時保護その他の措置に係る手続の在り方、⑤民法の懲戒権規定の在り方等について定められており、現在以下のとおり検討を行っている。

① 児童虐待防止対策に係る体制強化の在り方に関する協議の場

改正法では、中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるよう、政府は、改正法の施行後5年間を目途として、児童相談所及び一時保護所の整備並びに職員の確保及び育成の支援その他必要な措置を講ずるもの等としている（改正法附則第7条第6項及び第7項）。

この規定等を踏まえ、昨年8月に、厚生労働省と都道府県知事及び市町村長を構成員とした「児童虐待防止対策に係る体制強化の在り方に関する協議の場」（以下「協議の場」という。）を開催した。この協議の場では、(i) 改正法により新たに定められる児童相談所の設置基準等の児童相談所の設置の在り方、(ii) 人材の確保・育成・人事の在り方、(iii) 中核市及び特別区による児童相談所の設置に向けた国が行う施設整備、人材の確保・育成等の支援の在り方、(iv) 都道府県、指定都市、中核市・特別区及びその他の市町村の役割分担の在り方について検討を行っている。

具体的な検討については、協議の場の下に、上記(ii)、(iii)、(iv)等を検討する「児童虐待防止対策に係る体制強化の在り方に関するワーキンググループ」（以下「体制強化WG」という。）及び、上記(i)を検討する「児童相談所の設置の基準に関するワーキンググループ」を開催し、検討を行っている。

このうち、体制強化WGでは、人材の確保・育成・人事の在り方、中核市等における児童相談所設置の効果・具体的プロセス、都道府県、市町村の連携強化と役割分担等について先進的な取組を行っている事例についてのヒアリング等を行っている。ここで取り上げた事例について、関連資料12に掲載しているので、御参照いただきたい。

② 子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループ

改正法では、その施行後1年を目途として、改正法の施行の状況等を勘案し、児童の福祉に関し専門的な知識及び技術を必要とする支援を行う者についての資格の在り方その他当該者についての必要な資質の向上を図るための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしている（改正法附則第7条第3項）。

この規定に基づき、幅広く子ども家庭福祉に携わる者の資質向上について検討を行うため、昨年8月に、社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会の下に、「子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループ」を設置し、同年9月より議論を行っている。同ワーキンググループでは、本年の夏目途で中間的な整理を行い、年内に議論を整理して社会的養育専門委員会へ報告を行う予定である。

③ 子どもの権利擁護に関するワーキングチーム

改正法では、その施行後2年を目途として、児童の保護及び支援に当たって、児童の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるための措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるとしている（改正法附則第7条第4項）。

この規定に基づき、子どもの権利擁護に関する国内外の事例収集や子どもの意見表明を支援する仕組みの在り方、子どもの権利を擁護する仕組みの在り方その他子どもの権利擁護の在り方について検討を行うため、昨年12月に「子どもの権利擁護に関するワーキングチーム」を設置し、検討を行っている。

④ 一時保護その他の措置に係る手続の在り方

改正法では、その施行後1年を目途として、一時保護その他の措置に係る手続の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするとしている。（改正法附則第7条第2項）

今後、この規定に基づき、平成29年の児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第69号）の施行状況等を踏まえ、検討を行う予定である。

⑤ 懲戒権の見直しの状況（法務省・法制審議会）

改正法では、その施行後2年を目途として、民法（明治29年法律第89号）の懲戒権規定の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるとしている（改正法附則第7条第5項）。

この規定に基づき、昨年7月より、法務省の法制審議会民法（親子法制）部会で、懲戒権規定の見直しに向けた検討が行われている。

（3）児童相談所の体制強化について

① 令和2年度予算案について（関連資料13参照）

児童相談所の体制を一層強化するため、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日付け児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）等を踏まえ、令和2年度予算案において、以下の予算を盛り込んでおり、これらを積極的に活用し、新プランの目標達成に向けて取り組むとともに、児童虐待対応等の迅速かつ的確な対応に努められたい。

○ 児童相談所及び市区町村において、児童虐待の対応に当たる職員の専門性の向上を図るため、児童相談所におけるケースワークの実務に精通した者や、市区町村における子ども家庭総合支援拠点の立

ち上げに知見を有する者を、アドバイザーとして各自治体に派遣する事業を創設。

- 常時、弁護士による指導又は助言のもとで対応できるよう、弁護士の配置及び計画的な人材確保を進めるための採用活動に係る補助を拡充。
- 児童相談所における医師の配置や日常的に医師とともに対応できる体制の整備及び自治体が行う医療機関従事者向けの研修について補助を拡充。
- 中核市及び特別区における児童相談所の設置促進を図るため、職員派遣の際の代替職員の確保に係る補助を拡充。
- 一時保護を必要とする子どもを適切な環境において保護し、安心・安全に、一人ひとりに応じた個別的な対応が出来るよう、施設整備に係る補助の拡充及び自治体負担分に係る地方交付税措置の拡充並びに職員体制の抜本的な拡充。
 - ・ 一時保護所において個別的な対応が出来る環境整備として、整備に係る補助の基礎単価の引き上げや個別対応に対応するための整備を行った場合の加算上限の引き上げ。
 - ・ 職員の配置改善【現行】子ども：職員＝最大4：1【改善案】最大2：1
 - ・ 常時児童を受入可能な体制の確保に必要な代替職員や夜間勤務の評価（一般分保護単価に算定）
 - ・ 個別の対応が必要な子どもに対する支援体制の強化（【現行】利用児童11人以上につき、1名。【改善案】利用児童21人以上の場合、2名。))
 - ・ アレルギー対応等が必要な子どもへの対応の強化（利用児童11人未満の場合1名、利用児童11人以上～30人未満2名、31人以上の場合3名調理員を配置できる体制とするとともに、利用児童が21人以上の一時保護所に栄養士を配置した場合の加算を創設）。
 - ・ 一時保護件数の増加に対応し、直接処遇職員が児童の保護指導に専念できるよう、事務職員を配置した場合に加算を創設。（利用児童数に応じて設定）
 - ・ 賃借物件を活用して一時保護専用施設を行う際の賃借料加算を創設
 - ・ 一時保護している子どもが適切に教育を受けられる、また、学校等に通園・通学できるよう支援を拡充。
- 精神的・肉体的負担が大きい業務の性質や専門性を有する人材の確保が求められている一時保護所職員について、研修を受講した場合（※1）に児童入所施設措置費の事務費算定上における保育

士等に係る特殊業務手当の額（※2）を月額2万円まで拡充。

※1 各自治体において研修体制が整うまでの間（2年間）は、各自治体が研修受講計画（仮称）を策定し、国に計画を提出することにより、研修受講していない者も対象とすることを検討している。

※2 保育士	: 7,800円/月・人	} → 20,000円/月・人
心理療法担当職員	: 9,300円/月・人	
個別対応職員（児童指導員）	: 9,300円/月・人	
看護師	: 9,400円/月・人	

○ また、児童相談所に勤務している児童福祉司、児童心理司及び保健師についても、一時保護所職員と同様に処遇改善を図る。

※ 地方交付税単位費用積算単価（特殊勤務手当）

児童福祉司	: 12,160円/月・人	} → 20,000円/月・人
児童心理司	: —	
保健師	: —	

② 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）について

（関連資料14～16参照）

児童虐待については、児童相談所への児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどっており、重篤な児童虐待事件も後を絶たないなど依然として深刻な社会問題となっている。

こうした中、平成30年3月に東京都目黒区で発生した児童虐待事案を受け、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）（平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）を策定したところである。

新プランでは、児童相談所及び市町村の体制強化を図るため、2019年度からの4年間で、児童相談所について、

- ・ 児童福祉司を2,020人程度増員（※1）
- ・ 児童心理司を790人程度増員（※2）
- ・ 保健師を110人程度増員（※3）

するとともに、市町村について、子ども家庭総合支援拠点を全市町村に設置するほか、要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）の調整機関に常勤の調整担当者を全市町村に配置することなどを目標として定めている。

※1 次のとおり児童福祉司の配置標準を見直した上で、2017年度の約3,240人から2022年度までに全国で2,020人程度増員することを計画。

- ・ 児童相談所の管轄区域の人口を4万人から3万人に見直す
- ・ 里親養育支援児童福祉司（※4）を各児童相談所に配置
- ・ 市町村支援児童福祉司（※5）を都道府県の管内30市町村につき1人（指

定都市は1人)配置

- ※2 2024年度までに児童福祉司(里親養育支援児童福祉司及び市町村支援児童福祉司を除く)2人につき1人配置
- ※3 全児童相談所に配置
- ※4 里親養育支援体制の構築及び里親委託の推進を図るための児童福祉司
- ※5 市町村における相談支援体制・専門性の強化を図るための児童福祉司

新プランの2年度目である2020年度においては、児童福祉司を約4,700人、児童心理司を約1,790人とすることを計画しており、これを踏まえて、地方財政措置が拡充される予定である。

各自治体においては、新プランに基づく児童相談所・市町村の体制及び専門性の強化に着実に取り組んでいただくようお願いする。

※2020年度(新プラン2年度目)の考え方について

新プランの2年度目である2020年度においては、

- ・児童福祉司は、児童相談所の管轄区域の人口3.5万人に1人配置することを基本とし、全国平均より虐待相談対応件数の発生件数が多い場合には、業務量(虐待相談対応件数)に応じた上乘せ
- ・里親養育支援児童福祉司は、各児童相談所に1人配置
- ・市町村支援児童福祉司は、各都道府県及び各指定都市に1人配置
- ・児童心理司は、児童福祉司(里親養育支援児童福祉司及び市町村支援児童福祉司を除く)約2.5人につき1人配置
- ・保健師は、全児童相談所に配置

(注)下線部は、2019年度の計画値から増やしている。

なお、新プランの目標達成に向けた予算制度等については、「「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)に係る2020年度予算案及び地方財政措置について」(令和元年12月25日付け子発1225第2号厚生労働省子ども家庭局長通知)をご参照いただくとともに、職員の確保にあたっては、(福)全国社会福祉協議会中央福祉学院が行っている「児童福祉司資格認定通信課程」(関連資料15参照)の積極的な活用を検討願いたい。

また、児童相談所の児童福祉司等の増員や質の向上以外にも、市町村との連携・役割分担を行う(山口県)又は民間事業者に業務の一部を外部委託する(埼玉県)ことにより、児童相談所の対応が求められる事案に注力する方策に取り組んでいることから参照されたい。(関連資料16参照)

③ 児童相談所職員等の研修について

ア 児童福祉司等に義務化された研修の実施について

(関連資料17～19参照)

平成28年の児童福祉法改正により義務付けられた児童福祉司任用前講習会、児童福祉司任用後研修、児童福祉司スーパーバイザー研修、要保護児童対策調整機関調整担当者研修（以下「児童福祉司等の研修等」という。）については、「児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調整担当者の研修等の実施について」（平成29年3月31日付け雇児発0331第16号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）において、研修等の実施方法等の詳細（カリキュラム、実施主体、対象者、講師要件、研修の修了評価等）をお示ししている。

各自治体におかれては、児童福祉司等の専門職が適切に研修を受講できるよう、引き続き、研修の実施をお願いしたい。なお、児童福祉司等の研修等の実施に当たっては、児童虐待防止対策支援事業における児童虐待防止対策研修事業を積極的にご活用いただきたい。

また、児童福祉司等の研修等の実施に当たっては、法律で定められた者以外の者が受講することも差し支えなく、特に児童福祉司任用前講習会や要保護児童対策調整機関調整担当者研修については、児童福祉司や市町村における児童虐待防止対策に関する業務の遂行に当たり必要な知識に関する内容が多く含まれているため、市区町村子ども家庭総合支援拠点の職員も含め、市町村の児童家庭相談に携わる職員にも積極的に受講していただくことが望ましい。

なお、来年度（令和2年度）の児童福祉司スーパーバイザー研修については、「子どもの虹情報研修センター」（横浜市）及び「西日本こども研修センターあかし」（明石市）において実施する予定であり、子どもの虹情報研修センター及び西日本こども研修センターあかしから令和2年度の研修に係る実施要綱が発出されているので、具体的な日程や申込方法等についてご確認いただきたい（関連資料17、18）。

さらに、特別区職員研修所においても、児童福祉司スーパーバイザー研修等の義務研修を実施する予定であることから、積極的な活用をお願いする（関連資料19参照）。

イ 一時保護所職員の研修について

一時保護所は虐待や非行など様々な理由により保護された子どもが入所しており、一時保護所の職員は、こうした子ども達の不安を軽減・解消し、安心して生活ができるように子どもの気持ちに寄り添った支援を行うことが必要である。また、子どもの援助指針（援

助方針) の決定にあたっては、一時保護所職員による行動観察等も含めたアセスメントが重要な要素となることから、職員の専門性の確保・向上が求められる。

このため、各都道府県におかれては、一時保護所の職員についても、児童福祉司等の研修等に参加させるなど、職員の専門性向上に努めていただきたい。

また、国立武蔵野学院において、一時保護所職員向けの研修を実施しているところであるが、具体的な日程や募集人数については、追って厚生労働省よりご連絡させていただくので、職員の積極的な研修受講についてご検討いただきたい。

④ 中核市・特別区における児童相談所の設置について

(関連資料20、21参照)

児童相談所の設置については、平成16年の児童福祉法等の改正において、子育て支援から要保護児童対策まで一貫した児童福祉施策の実施が可能となることや、保健福祉にわたる総合的サービスの提供も可能となることから、都道府県・指定都市に加え、児童相談所の設置を希望する市についても政令による指定を受けることで児童相談所を設置することができることとされた。現在、児童相談所を設置している指定都市以外の市は横須賀市、金沢市及び明石市の3市となっている。

改正法附則において、「政府は、この法律の施行後5年間を目途として、児童相談所及び児童を一時保護する施設の整備の状況、児童福祉司その他の児童相談所の職員の確保の状況等を勘案し、中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるよう、児童相談所等の整備並びに職員の確保及び育成の支援その他必要な措置を講ずるものとする」と規定されている。

令和2年度予算案等においては、①令和2年度予算案についてでも記述しているとおり、

- ・児童相談所及び市区町村において、児童虐待の対応に当たる職員の専門性の向上を図るため、児童相談所におけるケースワークの実務に精通した者や、市区町村における子ども家庭総合支援拠点の立ち上げに知見を有する者を、アドバイザーとして各自治体に派遣する事業を創設
- ・中核市及び特別区における児童相談所の設置促進を図るため、職員派遣の際の代替職員の確保に係る補助を拡充
- ・一時保護を必要とする子どもを適切な環境において保護し、安心・安全に、一人ひとりに応じた個別的な対応が出来るよう、施設整備に係る費用の補助及び職員体制の抜本的な拡充

・児童相談所整備に係る一般財源化前の国庫補助金相当額（総事業費1/2）が地方債の対象となり、その元利償還金について地方交付税措置が講じられているところ、残余の1/2部分についても、地方債充当率及びその元利償還金にかかる地方交付税措置を拡充を行うこととしている。

なお、中核市・特別区の児童相談所の設置に向けては、すでに児童相談所を設置している自治体の協力が必要不可欠であるため、「児童相談所設置に向けた検討及び児童相談所設置自治体の拡大に向けた協力について」（平成30年7月20日付け子発0720第6号厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づき、都道府県・指定都市・児童相談所設置市におかれては、管内中核市・特別区が児童相談所の設置を検討する際には、必要な支援をお願いしたい。（児童相談所の設置に関する取組例について、関連資料21参照）

⑤ 児童相談所虐待対応ダイヤル（189）の無料化等について

（関連資料22参照）

児童相談所虐待対応ダイヤルは、平成27年7月1日から10桁から3桁の番号「189」（いち・はや・く）に変更し、平成28年4月1日から、利用者の利便性向上のために、音声ガイダンスの短縮などの改善を行ってきた。

今般、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」に基づき、通話料の無料化等（※1）を行い、利便性の向上を図った。

令和2年度予算案において児童虐待・DV対策等総合支援事業（24時間・365日体制強化事業）の単価の拡充（※2）を行っていることから、各自治体におかれては、補助金も活用のうえ、通告・相談体制の確保をお願いしたい。

※1 今回実施した内容

①児童相談所虐待対応ダイヤルの通話料の無料化

・これまで有料であった通話料の無料化

※名称変更（旧）児童相談所全国共通ダイヤル

→（新）児童相談所虐待対応ダイヤル

②児童相談所相談専用ダイヤルの開設

・相談専用ダイヤルを開設し、利用者の利便性の向上を図る。

（0570-783-189（なやみ・いち・はや・く））

※2 令和2年度予算案における24時間・365日体制強化事業の補助単価案

・時間外受付を22時まで実施した場合

1 児童相談所当たり 4,956.5千円→5,110千円

・時間外受付を22時以降まで実施した場合

⑥ 一時保護中の子どもの権利擁護について (関連資料23参照)

一時保護は、子どもの安全の迅速な確保、適切な保護を行い、子どもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するために行われる。一時保護は、虐待を受けた子ども等の最善の利益を守るため一時的にその養育環境から離すものであり、子どもにとっては、養育環境の変化により、精神的にも大きな不安を伴うものである。また、一時保護を行う場所が福祉的支援と初めて会う場となることも少なくない。

加えて、一時保護が必要な子どもについては、その年齢も、また一時保護を要する背景も虐待や非行など様々であることから、一時保護に際しては、こうした一人一人の子どもの状況に応じた適切な支援を確保し、子どもにとっての一時保護の意味を十分考慮に入れた、子どもに安心感をもたらすような十分な共感的対応を基本とした、個別化された丁寧なケアが必要となる。

このため、一時保護された子どもに対して、一時保護の理由や目的などを丁寧に説明するとともに、子どもの権利擁護が図られ、安全・安心な環境で適切なケアが提供されることが重要である。

「一時保護ガイドライン」(平成30年7月6日付け子発0706第4号厚生労働省子ども家庭局長通知)において示しているとおり、一時保護は子どもの最善の利益を守るために行われるものであり、一人一人の子どもの状況に応じて、適切な一時保護ができるように留意すること。

具体的には、

○一時保護については、

- ・必要な一時保護に対応できる定員設定を行い、整備すること
- ・里親、児童福祉施設、医療機関等に対する委託一時保護の活用等により、適切な支援を確保すること
- ・管轄する一時保護所(複数ある場合には全ての一時保護所)における適切な支援の確保が困難な場合には、他の都道府県等の管轄する一時保護所の協力を仰ぐといった広域的な対応を行うことに努めることが重要であり、児童相談所においては、こうした体制整備により、子ども1人1人の状態に合わせた個別的な支援を全ての子どもに行うことが必要であること、

○一時保護中の日課は、生活を構造化し、子どもにこれから先の見通しを持たせることで、安心感を提供するための一つのツールであるが、それぞれの背景が全く異なるところから保護された子どもたち

に対して、子どもの状態や背景を踏まえ、一律に集団生活のルールを押し付けることは権利侵害に当たると考えるべき（※）であり、例えば、本人の安全を守るために外との連絡を制限する場合などには、子どもに十分説明をして行うべきであること、

※このほか、子どもが個人として生活の確保が場面ごとに選択できるような体制となっていないこと、子どもの状況や特性、学力に配慮した教育・学習支援を行っていないこと、子ども同士の会話を一切認めないこと、一時保護中本人に所持させても子どもの福祉を損なうおそれがない物についても一律に所持させないことなども、権利侵害に当たると考えるべきであること。

○一時保護された子どもの学習権保障の観点から、個々の子どもの状況に応じて、可能な限り通学できるようにすることが望ましく、また、通学できない子どもについても、子どもの個々の学力に応じた学習支援を行うことが重要であることから、児童虐待・DV対策等支援事業の一時保護機能強化事業を活用し、

- ・一時保護所等から子どもが通学する場合の付添員の配置
- ・子どもの個々の学力に応じた学習指導や子どもの原籍校との調整等を行う教員OB等の配置

等に積極的に取り組むこと、

○子どもの権利及び制限される内容並びに権利が侵害された時の解決方法に関して子どもの年齢や理解に応じて説明を行うほか、子どもの意見が適切に表明されるような配慮を行うこと、

○児童福祉審議会や子どもの権利擁護に関する第三者機関が一時保護を行う場所の視察や子どもの意見聴取等を行うなどの一時保護中の子どもの権利を保障するための仕組みを設けることが望ましいとともに、一時保護された子どもの立場に立った保護や質の高い支援を行うため、第三者評価を活用するなど自己評価及び外部評価を行うことが重要であること

などに留意すること。

特に、一時保護所における子どもの権利擁護を図り、運営の透明性を高めるため、一時保護所が第三者評価を受けるための仕組みの全国展開に向けて、

○一時保護所の外部評価に当たり、「一時保護所における第三者評価受審費加算費の取扱いについて」に基づき一時保護所の第三者評価受審費用への支弁を行っているほか、

○平成29年度に実施した「一時保護された子どもの権利保障の実態等に関する調査研究」に引き続き、平成30年度に「一時保護の第三者評価に関する調査研究」を行い、「一時保護された子どもの生活・

支援に関する第三者評価の手引き（案）」（※）を示しているので、各都道府県等におかれては、こうした予算等を活用し、一時保護所の運営に係る自己評価及び第三者評価の積極的な受審をお願いします。

※一時保護された子どもの生活・支援に関する第三者評価の手引き(案)

https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2019/04/koukai_190426_9.pdf

また、子どもに安心感をもたらすような十分な共感的対応を基本とした、個別化された丁寧なケアが行われるよう、①令和2年度予算案についてでも記述しているとおり、一時保護を必要とする子どもを適切な環境において保護し、安心・安全に、一人ひとりに応じた個別的な対応が出来るよう、施設整備に係る費用の補助の拡充及び自治体負担分に係る地方交付税措置の拡充並びに及び職員体制の抜本的な拡充をしていることから、これらを活用し、一時保護所の環境改善をお願いします。

⑦ 児童福祉審議会を活用した子どもの権利擁護に関する取組

(関連資料24、25参照)

平成28年の児童福祉法等改正において、子どもの権利擁護の観点から、児童福祉審議会は子どもや家族の意見を聴くことができる旨が規定されたこと等を受け、平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業において、子どもの権利擁護に新たに取り組む自治体にとって参考となるガイドラインを作成した。

本ガイドラインでは、子どもの権利擁護に取り組むモデルとして、(i)子どもの権利擁護を行う子ども権利擁護部会の設置と、(ii)施設等を巡回して子どもの意見表明を支援することも意見表明支援員の配置を位置づけるとともに、子どもによる意見表明と関係機関による意見表明があった場合における進め方を示している。(関連資料24参照)

※「子どもの権利擁護に新たに取り組む自治体にとって参考となるガイドラインに関する調査研究」報告書

https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2019/04/koukai_190426_13.pdf

さらに、法律上もこうした枠組みの適切な運用がなされるよう、改正法では、児童福祉審議会において児童に意見聴取する場合においては、その児童の状況・環境等に配慮するとされている（意見を述べる児童を支援する専門的知識及び技能を持つ職員の児童福祉審議会事務局への配置や、審議会の場で児童が安心して意見を述べることができ

る雰囲気づくり等)。

各自治体において、本ガイドラインを活用して、児童福祉審議会を活用した子どもの権利擁護の取組を検討いただきたい。

各自治体で当該取組を実施いただくに当たっては、今年度より子どもの権利擁護に係る実証モデル事業※を設けているので、活用いただきたい。(関連資料25参照)

※子どもの権利擁護に係る実証モデル事業

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：183億円の内数】

子どもの権利擁護を推進する観点から、電話やハガキによる相談、第三者の訪問による聴取等の方法により、児童相談所が関与した子どもの意見表明を受け止める体制の構築を図るための実証モデル事業に係る補助を行う

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】1自治体当たり：8,175千円

【補助率】定額(国：10/10相当)

⑧ 児童相談所における適切な介入及び支援マネジメントに向けた体制整備の推進について(関連資料26参照)

改正法において、児童相談所の児童虐待相談対応件数が増加し続ける中で、児童相談所において介入機能及び支援マネジメント機能を効果的に発揮できるよう、必要な措置を講ずることとした。

各自治体におかれては、必要な保護が躊躇されてしまうことや親の意向に反する一時保護を行った結果、その後の支援が進まないといったことがないように、地域の実情に応じた体制の検討をお願いします。

なお、体制の検討にあたって、「児童相談所における適切な介入及び支援マネジメントに向けた体制整備の推進について」(令和2年2月21日付け子発0221第4号厚生労働省子ども家庭局長通知)を发出しており、この通知を参照するとともに、単に組織体制を見直すだけでなく、児童相談所の職員個々の技術を高め、異動を含め多くの経験を積むこと、職員同士が有機的に連携する方策や職員のメンタルヘルスに関する方策も含めた検討をお願いします。

⑨ 特別養子縁組の推進について(関連資料27、28参照)

特別養子縁組については、その制度の利用を促進する観点から、民法等の一部を改正する法律(令和元年法律第34号)が成立し、令和2年4月1日から施行することとされている。その概要は以下のとおりであり、これを踏まえた留意点等については追って通知することとしているところ、特別養子縁組制度の更なる利用促進に向け、各児童相

談所においては適切な対応をお願いしたい。

【民法の改正】

- ・ 養子となる者の上限年齢について、原則15歳未満（特別養子縁組の審判の申し立て時。要件を満たす場合は15歳以上も可能。ただし、特別養子縁組成立の審判確定時に18歳未満である必要がある。）に引き上げること。また、養子となる者が審判時に15歳に達している場合においては、養子となる者がその縁組に同意していなければならないこととすること。

【家事事件手続法の改正】

- ・ 特別養子縁組を、実親の同意や監護が相当でないことを審理する第一段階の「特別養子適格の確認の審判」と、養親となる者が養親として適当であるか否かを審理する第二段階の「特別養子縁組の成立の審判」の2段階の手続で成立させることとすること。
- ・ 実親が「特別養子適格の確認の審判」における期日等において、特別養子縁組の成立に同意した場合、2週間経過後は、撤回できないこととすること。

【児童福祉法の改正】

- ・ 児童相談所長は、「特別養子適格の確認の審判」を自ら申し立てることができ、また、養親となる者が申し立てた場合には、その手続に参加できること。

保護者のない子どもや、虐待を受けた子どもなど、社会的養育が必要な子どもに対し、温かく安定した家庭の中での養育を確保する上で、養子縁組あっせん事業が果たす役割は重要であり、その業務の適正な運営を確保する観点から、民間あっせん機関による養子縁組あっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号）が制定され、平成30年4月1日より施行されている。

過去には、金品による優先的なあっせんや、実親への不十分な意思確認など、養子縁組あっせん事業を行う者の対応が不適切な事案も生じており、同事業の適正かつ円滑な運営が図られるよう、今後、新たに許可申請を希望する者への対応を含め、引き続き、適正に対応していただくようお願いしたい。民法等の改正を踏まえた民間あっせん事業に関する留意点等については、追って「民間あっせん機関が適切に養子縁組のあっせんに係る業務を行うための指針」（平成29年厚生労働省告示第341号）を改正するとともに、詳細を通知することとしている。

また、児童相談所は、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんについて、児童の最善の利益に資する観点から、養子縁組のあっせんに必要な情報を共有すること等により相互に連携を図りながら協力するように努めなければならないこととされている（民間あっせん機関

による養子縁組あっせんに係る児童の保護等に関する法律第4条)ことから、各児童相談所においては、民間あっせん機関から相談等があった場合には適切に対応していただくようお願いしたい。

さらに、民間あっせん機関による養親希望者に対する養子縁組のあっせんの適正な実施に資するよう、「養子縁組あっせん事業の許可等の適正な実施について」(平成30年3月9日付け子家発0309第1号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知)に基づき、当該養親希望者等の本籍地の市町村においては犯歴情報の確認に、居住地等の都道府県等においては児童虐待及び被措置児童等虐待の確認にご協力いただけるよう、「民間あっせん機関による犯歴情報並びに児童虐待及び被措置児童等虐待の確認について(協力依頼)」(令和元年9月13日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課事務連絡)において改めてお願いしているところであり、各都道府県等の養子縁組あっせん事業に係る相談窓口におかれても、こうした確認についての相談があった場合には、照会先を紹介することを含め、適切に対応していただくようお願いしたい。

なお、同法のうち、民間あっせん機関の業務の質の評価に関する規定については、平成31年4月1日より施行されており、「民間あっせん機関の第三者評価基準について」(令和元年11月20日付け子発1120第1号厚生労働省子ども家庭局長通知)を通知し、適用したところ、厚生労働大臣が指定する第三者評価の評価機関については、追ってお知らせする。

令和2年度予算案においては、民法の改正により、特別養子縁組の対象が原則6歳未満から原則15歳未満に引き上げられたことを踏まえ、

- (i) 比較的年齢の高い養子とその養親に対する支援体制の構築するモデル事業の創設
- (ii) 養子縁組民間あっせん機関の職員の資質向上を図るモデル事業の創設
- (iii) 養子縁組民間あっせん機関を利用する養親希望者の手数料負担の更なる軽減策

を盛り込んだところであり、都道府県等においては、積極的な実施をお願いする。

なお、今年度より実施している「養親希望者手数料負担軽減事業」については、養親希望者の居住する都道府県等に対する補助事業であることから、民間あっせん機関の有無に問わず、積極的な実施をお願いする。

⑩ 警察との連携強化について(関連資料29、30参照)

警察との連携強化については、「児童虐待への対応における警察との連携の強化について」（平成30年7月20日付け子家発0720第2号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）等により推進してきたところであるが、各自治体におかれては引き続き、同通知において示している

- ・ 警察との情報共有の徹底
- ・ 現職警察官との人事交流や、警察OBの活用による、警察職員等の知見の活用
- ・ 合同研修の積極的な実施
- ・ 要対協における連携の促進

等の取組を行っていただきたい。（警察との連携強化の取組事例について関連資料30参照）

なお、警察との連携強化に当たっては、令和2年度予算案において、虐待通告があった子どもの安全確認等の体制を強化するために、児童相談所や市町村に警察OBを配置した場合における補助単価の拡充を行っているので、各自治体においてはその活用を検討いただきたい。

※児童の安全確認等のための体制強化事業

【補助基準額（案）】

- ・ 児童相談所分 1 児童相談所当たり 20,008千円《拡充※》

※警察OBを配置する場合（警察OBを配置しない場合は15,006千円）

- ・ 市町村分 1 市町村当たり 10,004千円

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市・市町村

【補助率】 国1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市・市町村1/2

⑪ **子どもの心理的負担等に配慮した面接（協同面接）の取組について**
（関連資料31参照）

子どもの心理的負担等に配慮した面接の取組に向けた警察・検察との更なる連携強化については、「子どもの心理的負担等に配慮した面接の取組に向けた警察・検察との更なる連携強化について」（平成27年10月28日付け雇児総発1028第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）及び「児童虐待事案に係る子どもの心理的負担等に配慮した面接の取組に向けた警察・検察との更なる連携強化の推進について」（平成30年7月24日付け子家発0724第1号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）に基づき、子どもの心理的負担の一層の軽減及び子どもから聞き取る話の内容の信用性確保のため、児童相談所、警察及び検察と連携し、協同面接を実施するとともに、協同面接実施後においても、子どもの支援のために必要があるときは関係機関において打合せを行うことを含めた適切な方法により、必要な情報共有に取り組んでいただいている。

横浜市においては、民間団体が開催している各種研修を活用し、毎年一定数の職員を面接者として養成するなどの取組が行われている（関連資料31参照）。

各自治体においても、民間団体等が実施する研修を活用した面接者の養成や、協同面接の場以外における他機関（検察・警察等）との連携により、子どもの心理的負担等に配慮した面接を実施していただくようお願いする。

⑫ 医療ネグレクトにより子どもの生命・身体に重大な影響がある場合の対応について（関連資料32参照）

平成23年6月に成立し、平成24年4月1日から施行された民法等の一部を改正する法律（平成23年法律第61号）において、子どもの権利利益を擁護する観点から、親権の停止制度を新設し、法人又は複数の未成年後見人を選任することができるようにするなどの措置を講ずるための民法等の改正が行われたとともに、里親委託中等の親権者等がない子どもの親権を児童相談所長が行うこととすることや、子どもの福祉のために施設長等がとる監護等の措置について親権者等が不当に妨げてはならないこととするなどの措置を講ずるための児童福祉法の改正が行われた。

この改正において、親権停止制度が新設されたことなどに伴い、保護者が子どもに必要な医療を受けさせない「医療ネグレクト」により生命・身体に重大な影響がある事案への対応についての必要な手続等を整理し、「医療ネグレクトにより児童の生命・身体に重大な影響がある場合がある場合の対応について」（平成24年3月9日付け雇児総発0309第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）においてお示ししている。

具体的には、

- (i) 親権停止の審判による未成年後見人又は親権を代行する児童相談所長等による措置
- (ii) (i)の親権停止審判の請求を本案とする保全処分（親権者の職務執行停止・職務代行者選任）による職務代行者又は親権を代行する児童相談所長等による措置
- (iii) 児童の生命・身体确保安全のため緊急の必要があると認めるとき親権者等の意に反しても行うことができる旨の規定に基づく児童相談所長等による措置

の各措置をとることができるが、いずれの対応方法を選択するかは、医療行為を行う緊急性の程度により判断することが原則である。医療行為が行われなかった場合の生命・身体への影響の重大性を前提とし

て、医療の観点からの時間的な緊急性のみならず、各手続きに要する日数等の時間的余裕などの諸事情も考慮に入れ、時間的な観点から緊急の程度を個別事案ごとに判断する必要があり、その結果、緊急性が極めて高く、親権停止審判及び保全処分の手続では時間的に間に合わないと判断される場合には、(iii)の措置をとることとなる。

詳細については、上記通知を参照していただくとともに、特に、児童福祉施設や里親等、教育機関、医療機関等の関係先への再周知をお願いする。

なお、今後日本医師会からも各都道府県医師会を通じて医療機関に対して周知していただくよう依頼する予定であり、各自治体において適切な対応をお願いする。

⑬ 要保護児童等に関する情報共有システムについて

(関連資料33参照)

児童相談所・市区町村における情報共有や、転居ケース等における対応を効率的・効果的に行うため、要保護児童等に関する情報共有システムの整備を進めることとしており、令和2年度予算案では、全国統一の情報共有システムの開発に要する費用を計上するとともに、自治体におけるシステム改修費等に対する補助を行うこととしている。

現在、各自治体にお示しした仕様書に基づき、全国統一の情報共有システムの開発に関する入札手続きを行っているところであり、令和2年度中に開発が完了し、令和3年度から運用を開始する予定である。本システムは、自治体間の情報共有における課題を解決する手段の1つであることから、各自治体においては、早期に本システムを導入できるよう、既存の業務システムの改修など、必要な準備を進めていただきたい。

⑭ ICT化の推進について

ア モバイル端末の活用に関する取組事例 (関連資料34参照)

児童相談所職員の業務負担の軽減や、児童虐待発生時の迅速・的確な対応を行うために、例えば、岐阜県ではモバイル端末を活用し、(i)児童虐待発生時の訪問した現場から、職員が子どものあざなどを端末で撮影し、児童相談所と共有することで一時保護の必要性の判断、(ii)訪問中に職員が端末を用いてシステムから必要な情報の確認、(iii)移動時間中に端末を用いた対応記録の入力など、時間を有効活用している。

他の自治体においても、児童相談所職員の業務負担の軽減や、児

児童虐待発生時の迅速・的確な対応を行うためのICT化の検討を進められたい。なお、児童相談所において子どもの心理的負担を軽減する等のため又は一時保護所において子どもの生活環境の向上を図るために、モバイル端末（タブレットなど）の購入や、システム改修などを行う際には、児童虐待・DV対策等総合支援事業の「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業」を活用されたい。

イ SNSを活用した相談対応に関する取組事例（関連資料35参照）

東京都においてはLINEによる相談対応を令和元年8月1日から本格的に実施しており、SNSによる相談を行う際には参照されたい。

なお、SNSを活用した相談対応を行う際には、児童虐待・DV対策等総合支援事業の「児童相談所体制整備事業（SNS等相談事業）」を活用されたい。

ウ テレビ会議システムを活用した取組事例（関連資料36参照）

東京都においては、テレビ会議システムを導入することで、児童相談所間、管内区市町村間の協議・会議の効率化・強化を行っており、他の自治体においても児童相談所・市町村業務の効率化を図る際には一つの方策として参照されたい。

（４）市町村の体制強化について

① 令和2年度予算案について（関連資料37～39参照）

児童虐待への対応に当たっては、児童相談所だけではなく、市町村も重要な役割を担っており、児童虐待の発生予防・早期発見や児童虐待発生時の迅速・的確な対応を行うことが求められる。

こうした対応に当たっては、体制の整備や専門性の強化が必要となるため、市町村において、子どもとその家庭や妊婦等を対象として、地域の実情の把握、相談対応、調査、継続的支援等を行う「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の整備を進めている。子ども家庭総合支援拠点の運営費については、これまでも財政的な支援を行っているところであるが、親子の分離を行わない在宅支援のケースについて、子ども家庭総合支援拠点において、より積極的な取組を促すため、令和2年度予算案では、

- ・児童委員・民生委員への研修や地域と連携した児童虐待防止対策に関する普及啓発活動を強化する取組
- ・地域における見守りの活動を強化するため、要支援児童の居場所づくり等の各地域における取組

について、運営費に加算を行うこととしている。併せて、子ども家庭

総合支援拠点において、外国人家庭への対応のための通訳に関する業務に要する費用（委託費を含む）についても、運営費の加算を行うこととしている。

また、支援が必要であるにも関わらず、行政機関や地域の支援につながっていない家庭など、継続的な関わりが必要な家庭に対する対応として、令和2年度予算案では、家庭訪問等を通じて、育児用品を配布するなど、保護者が支援を受け入れやすくする取組を支援する事業（子育て支援訪問事業（仮称））を新たに計上している。

その他、未就園児等の状況確認のために家庭を訪問する際に必要な費用等について補助しているところであるが、育児不安等がある家庭への2回目以降の訪問をする際に必要な費用等についても補助の対象とすることとしている。

既存の事業に加え、こうした事業を積極的に活用し、市町村における取組の更なる強化に取り組んでいただきたい。

※市区町村子ども家庭総合支援拠点運営事業【拡充】

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：183億円の内数】

【補助基準額（案）】※1か所当たりの額

- 地域における研修・広報啓発の強化 872千円（新規）
- 地域における見守り活動の強化 13,000千円（新規）
- 通訳に関する業務 1,560千円（新規）

【実施主体】市町村（特別区含む）

【補助率】国1/2、市町村1/2

※子育て支援訪問事業（仮称）【新規】

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：183億円の内数】

【補助基準額（案）】

児童1人当たり 8千円

【実施主体】市町村（特別区含む）

【補助率】国1/2、市町村1/2

※未就園児等全戸訪問事業【拡充】

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：183億円の内数】

【補助基準額（案）】

訪問費用 訪問数×6千円 ※年2回目以降の訪問も補助対象（拡充）

事務職員雇上費 1日当たり7,000円×事務職員数 ※複数名の雇上も可能

民間団体へ委託する場合の事務費 564千円

【実施主体】市町村

【補助率】国1/2、市町村1/2

② 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」について

新プランでは、市町村の相談支援体制等の強化を図るため、2019年度からの4年間で、

- ・市区町村子ども家庭総合支援拠点を全市町村に設置する
- ・要保護児童対策調整機関の常勤の調整担当者を全市町村に配置することを目標として定めている。

これを踏まえ、令和元年度より、標準団体（人口10万人）当たり2名（子ども家庭総合支援拠点の職員1名及び要保護児童対策調整機関調整担当者1名）の職員が地方交付税措置されていることから、速やかに体制の整備に取り組んでいただきたい。

今後、子ども家庭総合支援拠点の設置状況の確認に併せて、未設置の市町村について、設置に向けた人材の確保・養成や開設準備等に関する計画をどのように立てているか確認を行う予定である。

また、新プランにおける児童福祉司の増員に関して、市町村における相談支援体制・専門性の強化を図るため、児童相談所に、市町村を支援するための児童福祉司を児童相談所に配置（都道府県の管内30市町村につき1人（指定都市は1人）配置）することとしている。市町村においては、児童相談所に配置された市町村支援児童福祉司からの助言を求め、連携を密にして、市区町村子ども家庭総合支援拠点における相談支援業務に当たっていただきたい。

※市町村に対する地方交付税措置（令和元年度から実施）

- ・子ども家庭総合支援拠点職員
標準団体（人口10万人）につき1名
- ・調整担当者
標準団体（人口10万人）につき1名

③ 「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進」について

（関連資料40参照）

子ども家庭総合支援拠点の設置促進のため、令和元年度より、

- ・運営費の補助に加え、新たに支援拠点を設置する際、開設の準備のために必要な費用（人件費及び改修費に限る。）への補助の創設
- ・子ども家庭総合支援拠点の立ち上げに知見を有する者をアドバイザーとして各自治体に派遣を行う仕組みの創設（令和元年7月8日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室事務連

絡)

を行ったところである。

さらに、令和2年度予算案では、アドバイザー派遣の取組を「西日本こども研修センターあかし」の事業として予算化し、取組の強化を図ることとしており、詳細について、別途、お知らせする予定である。

なお、子ども家庭総合支援拠点は、特定妊婦等を対象とした相談支援等を行う役割も担っているため、子育て支援施策と母子保健施策との連携、調整を図り、より効果的な支援につなげるために、同一の機関が、支援拠点と子育て世代包括支援センターの2つの機能を担い、一体的に支援を実施することや、支援拠点と子育て世代包括支援センターを同一機関に設置しない場合においても、要対協や定期連絡会議等を活用した情報共有、家庭訪問や面談の共同実施等を行うことが求められることに留意いただきたい。

④ 要保護児童対策地域協議会の適切な運営について

(関連資料41、42参照)

ア 要保護児童対策地域協議会の構成員について

要保護児童等の早期発見や適切な保護を図るため、市町村が設置する要対協においては、関係機関で子どもとその家族に関する情報や支援方針を共有し、適切な連携の下で対応していくこととしている。しかしながら、個々のケースへの対応について、関係機関の連携が十分でなく、深刻な事態に至ったケースも見受けられることから、要対協による関係機関の協力・連携を徹底する必要がある。とりわけ、児童相談所、教育委員会及び警察は、児童虐待の通告、早期発見、早期対応等に関与する機会が多い公的機関であり、要対協を構成する主たる機関であること、また、配偶者暴力相談支援センターや福祉事務所は、児童虐待の特性とDVの特性が相互に重複して発生することを踏まえて参画が求められる機関であることから、これらの機関が要対協の構成員となっていない市町村においては、構成員への参画について速やかにこれらの機関と調整していただくよう、「要保護児童対策地域協議会構成員への参画について（依頼）」（令和元年8月1日付け子家発0801第3号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）を発出したところである。

また、改正法により、要対協から情報提供等の求めがあった関係機関等は、これに応ずるよう努めなければならないとされている（令和2年4月施行）。

こうしたことを踏まえながら、引き続き、要対協の仕組みを活用

した関係機関の連携強化に取り組んでいただきたい。

なお、要対協の運営が形式的なものではなく、各ケースについて、関係機関間での情報交換や支援方針の協議が適切に行われるよう、要対協の効果的な運営を促すためのガイドラインを作成することとしている。具体的な内容は、令和元年度の調査研究事業において、検討を行っているところであり、今後、取りまとめが行われた後、お示しさせていただく予定である。

イ 要保護児童対策調整機関調整担当者の実施について

平成29年度より義務付けられた要保護児童対策調整機関調整担当者研修（以下「調整担当者研修」という。）については、「児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調整担当者の研修等の実施について」（平成29年3月31日付け雇児発0331第16号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）において、研修の実施方法等の詳細（カリキュラム、実施主体、対象者、講師要件、研修の修了評価等）をお示ししているところである。

一部の自治体において、局長通知で定められた実施方法とは異なる方法となっていた事例があったことを踏まえ、改めて研修の実施方法について確認していただくとともに、研修における演習（グループワーク等）をより実践的な内容に見直すなど、研修による専門性の向上に取り組んでいただきたい。

また、都道府県におかれては、各市町村における体制整備を見据えて、市町村職員が適切に研修を受講できるよう、研修実施体制の整備をお願いする。なお、調整担当者研修の実施に当たっては、児童虐待防止対策支援事業における児童虐待防止対策研修事業を積極的にご活用いただきたい。

なお、調整担当者研修や児童福祉司任用前講習会、児童福祉司任用後研修については、法律で定められた者以外の者が受講することも差し支えなく、市町村における児童虐待防止対策に関する業務の遂行に当たり必要な知識に関する内容が多く含まれているため、市区町村子ども家庭総合支援拠点の職員も含め、市町村の児童家庭相談に携わる職員にも積極的に受講していただきたい。

ウ 多胎家庭への支援について

多胎児を養育する家庭においては、多胎児の授乳困難による睡眠不足、発育への不安、多胎児を連れての外出の困難、孤立した育児など、育児への困難性・負担感が高いとされており、「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第15次報告）」（社会保障審

議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会)の「第1次から第15次報告を踏まえて子ども虐待による死亡事例等を防ぐためのリスクとして留意すべきポイント」や、「子ども虐待対応の手引き」(平成11年3月29日付け児企第11号厚生省児童家庭局企画課長通知)において、多胎児を養育することは、虐待のリスク要因として留意すべき点の1つとして挙げている。

こうした多胎家庭を支援するため、令和2年度予算案において、

- ・産前・産後サポート事業につき、多胎児の育児経験者家族との交流会の開催や相談支援事業を実施する「多胎ピアサポート事業」や産前・産後において外出の補助や日常の育児に関する補助を行う「多胎妊産婦サポーター等事業」
- ・ファミリー・サポート・センター事業につき、子どもの預かり前に実施するアドバイザー、提供会員、依頼会員の事前打合せ等について、外出することが困難な多胎児のいる家庭等にアドバイザー、提供会員が訪問して事前打合せを行った場合の加算
- ・一時預かり事業につき、多胎育児家庭の育児疲れによる心理的・身体的負担の軽減を図るための加算

などの経費を計上している。

要対協においても、母子保健部署をはじめとした関係機関と多胎児のいる要支援家庭等に関する情報を共有した上で、これら事業を積極的に活用することで虐待のリスク要因を軽減されるよう努めていただきたい。

その際、育児の困難性から情報や支援が届きにくい多胎家庭の状況を考慮すれば、支援の申込みを待つことなく、行政から積極的にアプローチしていくことが肝要である。

⑤ 市町村における子ども・子育て支援事業について

市町村における子ども・子育て支援体制の整備に当たって、「乳児家庭全戸訪問事業」及び「養育支援訪問事業」に取り組んでいただくことがより適切な支援につながることから、積極的に実施していただきたい。

養育支援訪問事業については、訪問できる人材がいない、支援者(家庭)が少ない、母子保健法に基づく事業で対応可能等の理由から実施していない自治体があるが、地域社会から孤立しがちな子育て家庭等に対して、より積極的な支援を実施する必要があるため、家庭訪問型子育て支援を実施している民間団体等を活用するなど、地域の実情に応じた事業展開が図られるよう、事業化に向けた検討をお願いしたい。

なお、乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の様子や養育環境の把握等を行う事業であるが、母親だけが対象であると誤解されているとの指摘があることから、本事業の実施に当たっては、父親も含め、家庭の養育環境の把握等を行うよう留意していただきたい。

(5) その他の児童虐待防止対策の取組について

① 母子保健施策を通じた児童虐待防止対策の推進について

(関連資料43参照)

母子保健施策は広く妊産婦等と接する機会となっており、児童虐待の予防や早期発見に資するという観点からも重要な役割を担っている。これまで児童虐待防止に資する乳幼児健康診査の取組等について周知してきたが、福岡県田川市で1歳男子が亡くなった事案を受け、次に掲げる取組について各自治体での現状を見直し、取組を徹底していただきたい。

- (i) 市町村の母子保健部署における乳幼児健康診査未受診者の発育状況等の適切な把握、養育不全の兆候が疑われる場合の虐待対応部署との速やかな連携、情報共有
- (ii) 合理的理由なく乳幼児健康診査の受診勧奨に応じない家庭に関して、地域の関係機関の協力を得て養育状況を把握するための、要保護児対策地域協議会におけるモニタリング体制の構築

さらに、乳幼児健康診査や妊婦健康診査の受診勧奨に応じない子どもとその家族への対応についてのアセスメント力の向上等を図るため、都道府県（指定都市・中核市を含む。）においては、市町村職員等を対象とした、母子保健施策を通じた虐待防止対策に資する模擬事例を用いた演習等による研修を実施していただきたい。なお、研修の実施に当たっては、児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金における児童虐待防止対策研修事業（児童相談所及び市町村職員専門性強化事業）を活用されたい。

② 地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について

(関連資料44参照)

児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第4条第5項において、「国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、児童虐待の予防及び早期発見のための方策」など、「児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行う」責務を規定している。

令和元年8月の「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等につい

て」(第15次報告)では、検証していない死亡事例があると答えた自治体が4割強と、第14次報告より増加した。

虐待による死亡事案について、関係機関の関与を含めてどのような経緯をたどり死亡に至ったのか、その課題を明確にすることは、今後、二度と同様の事例を起こさないよう対策を講じるために非常に重要なことである。また、自治体及び国の検証報告の内容について関係職員の研修等の場で活用し、実際の虐待事例に対応いただきたい。

このほか、研修等については、平成30年度子ども子育て支援推進事業「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等に関する調査研究」報告書も併せて活用されたい。

【参照URL】

<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/track-record/childcare-support2018.html>

なお、子ども虐待の疑いを含む死亡事例等が発生した場合には、平成30年6月に改正した「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」(平成20年3月14日付け雇児総発第03140002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)を参考に検証を実施していただくとともに、検証等に必要な費用として、「児童虐待・DV対策等総合支援事業費」の「評価・検証委員会設置促進事業」を有効に活用し、再発防止に努めていただきたい。

③ 医療従事者のための児童虐待初期対応に関する研修について

重篤な児童虐待事案が後を絶たない状況下において、児童虐待を発見しやすい立場にある医師をはじめとした医療従事者との連携が求められている。

このため、厚生労働省では医療従事者(開業医、勤務医、看護師、医療ソーシャルワーカー等)を対象とした児童虐待の初期対応に関する研修用資料(レジュメ)の作成を進めており、作成でき次第、各自自治体に情報提供することとしている。

都道府県等におかれては、今後情報提供される研修用資料(レジュメ)を活用して、地域の医療従事者等に対して積極的な研修実施をお願いする。

なお、本研修の実施に当たっては、令和2年度予算案において児童虐待・DV対策等総合支援事業(医療機関従事者研修事業)の補助単価の拡充(※)を行っていることから、当該補助金も活用のうえ、医療従事者の児童虐待における初期対応力の向上に寄与されたい。

※ 令和2年度予算案における医療従事者研修事業の補助単価案

1 都道府県・市当たり 555千円→1,830千円

実施主体：都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市町村

④ 児童虐待防止推進月間における取組及び2020全国フォーラムの開催について（関連資料45参照）

厚生労働省では、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るため、集中的な広報・啓発活動を実施している。

令和元年度においては、関係府省庁、関係団体等とも協力し、

- ・ 全国から募集した「児童虐待防止推進月間」標語の最優秀作品や児童相談所全国共通ダイヤル「189」について掲載したポスター・リーフレット等の作成及び関係機関、関係団体等への配布
- ・ 政府広報テレビ、政府広報ラジオ等の活用による広報
- ・ 厚生労働省庁舎のオレンジリボンドレスアップ（室内照明を活用し、庁舎窓ガラスにオレンジリボンを浮かび上がらせる取組）

等の取組を実施した。

また、令和2年度においては、児童虐待防止推進月間に合わせ、厚生労働省が主催、関係自治体が共催となって毎年度実施している「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」を令和2年11月7日（土）及び8日（日）に高知県高知市において開催する予定である。

各自治体においては、来年度も引き続き、「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」への積極的な参加を始め、児童虐待防止推進月間の各種取組への協力をお願いします。

⑤ 社会福祉士等の資格取得時における実習の受入について

社会福祉士試験や精神保健福祉士試験の受験資格を取得するためには、大学等において指定科目を修めて卒業することや、養成施設における技能習得などが必要であり、その際、児童相談所等における実習を履修する必要がある。

こうした実習は、学生等が将来の就職先を考える際の貴重な機会であり、実習を受け入れる児童相談所にとっては、学生等に業務の重要性についての理解を深めてもらうなど、将来的に児童相談所で勤務する専門職人材の掘り起こしのための貴重な機会ととらえ、各都道府県等におかれては、大学等や養成施設から、実習受入の依頼がなされた際には、積極的な受入について検討をお願いします。

⑥ ギャンブル依存症対策関係について

平成30年7月に成立し、同年10月に施行されたギャンブル等依存症

対策基本法（平成30年法律第74号）は、ギャンブル等依存症が多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の重大な社会問題を生じさせていることに鑑み、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進することとしており、国と地方公共団体は、ギャンブル等依存症である者等及びその家族に対するギャンブル等依存症問題に関する相談支援等を推進するために必要な施策を講ずるものとされている。

ギャンブル等依存症の問題に係る保護者への対応については、これまでも子ども虐待対応の手引きにおいて、依存があるときにはそれによって子どものケアがなおざりにされたり、歪んだケアになる可能性が高いので、虐待に至る危険は高いと考えるべきであることをお示ししている。

今後も、ギャンブル等依存症の問題を抱える保護者に対する際には、虐待リスクを認識の上、関係機関と連携し、適切に対応いただきたい。

⑦ **LGBTのような性的指向・性自認を持つ子どもへの対応について**

都道府県及び市町村は、保護者等による虐待防止及び当該子どもの保護を図る際には、個々の子どもに応じた適切な支援を図る必要があり、とりわけ、LGBTのような性的指向・性自認を持つ子どもについては、相談支援や保護を行う際に、当該特性に配慮した上で、本人の意思や人格を尊重した適切な措置を講じていただくようお願いする。

なお、LGBTのような性的指向・性自認を持つ子どもへの相談支援や保護にあたっては、文部科学省が作成した「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」も参考としていただきたい。

※性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/1369211.htm